

木造建築新工法性能認証技術的基準

(性能認証及び性能証明)

1 趣旨

この基準は、木造建築新工法性能認証規程（HW-新工法 001-2016）（以下「規程」という。）第8条第2項及び規程第24条の規定に基づき定めるもので、性能認証及び性能証明の適正な推進を図るための技術的な要件に関する基準を定めるものである。

2 本基準の活用方法

本基準は認証物件の内容が多様かつ複雑であることにかんがみ、基本的かつ標準的なものとして示すものである。具体的な審査にあたっては、本基準を画一的に適用するのではなく、状況に応じ委員会における委員の専門的な知見と判断に基づく弾力的な活用を行うことが必要である。

3 認証の技術的基準

申請に係る工法及び部品・部材が当該用途での適用において、建築基準法の法令及び住宅の品質確保の促進等に関する法律等に抵触することにより、一般的に使用することが困難である場合においては、当該法令等に抵触しないことを以下の技術的基準による認証の前提条件とする。

3.1 性能認証

3.1.1 品質・性能

表1の（い）欄及び（ろ）欄の区分に応じ、（は）欄の技術的基準を満たしていること。ただし、表中の記述項目に関して該当がない場合には、適用を除外する。

表1 品質・性能等に関する技術的基準一覧表

区分（い）	項目（ろ）	技術的基準（は）
（1）性能	①試験方法	工法の性能を認証するために必要な試験を要する場合には、その使用実態に対応した試験を実施するものとする。 試験データは、性能を評価するのに適した方法で整理するものとする。
	②性能値	試験成績書に基づく性能値がその工法の使用実態から必要とされる水準以上であること。
（2）品質	①寸法	各部の寸法は、その使用の実態から必要とする範囲内であること。
	②外観	外観が使用の実態から必要とする欠点の基準を満足すること。
	③加工の状態	加工の精度及び状態が使用の実態から必要とする基準を満たすこと。
	④材料、部材等の品質	材料、部材等が使用の実態から必要とする品質の基準を満足すること。
（3）設計施工基準		設計及び施工の方法（留意点を含む。）が基準として整備されていること。

3. 1. 2 品質保持に必要な製造・供給体制

表2の(い)欄の区分に応じ、(ろ)欄の技術的基準を満たしていること。ただし、表中の記述項目に関して該当がない場合には、適用を除外する。

表2 製造・供給体制に関する技術的基準一覧表

区分 (い)	内容 (ろ)
(1) 製造工場の作業環境	製造工場が製品の生産に支障がない作業環境を有していること。
(2) 製造及び検査の設備	製造設備が製品の品質・性能を確保するために必要な精度及び性能を有していること。 検査設備が検査を行うために必要な精度及び性能を有していること。
(3) 製造方法及び製品に関する社内規格	次の図面及び基準が具体的かつ体系的に整備され実施されていること。 ①製造工程を示す図面 ②製造に関する技術基準 ③原材料部品の品質・性能に関する規格 ④製品の品質・性能に関する規格
(4) 原材料部品及び製品の検査に関する社内規格	次の基準が具体的かつ体系的に整備され実施されていること。 ①原材料部品の受け入れ検査の基準 ②製品の品質・性能に関する検査基準 ③購入部品の受け入れ検査の基準 ④外注加工部分の受入検査の基準 原材料部品、製品等に関する検査実施状況を示す帳簿が整備されていること。
(5) 品質管理に関する社内規程	次のものが具体的かつ体系的に整備され実施されていること。 ①品質管理を担う組織を示す図面 ②品質管理の実施方法及び実施状況を審査する委員会の運営に関する規程 ③品質管理の実施方法に関する規程 品質管理の実施状況を示す帳簿が整備されていること。
(6) 原材料部品及び製品の保管方法に関する社内規格	次の基準が具体的かつ体系的に整備され実施されていること。 ①原材料部品の保管場所及び保管方法の基準 ②製品の保管場所及び保管方法の基準
(7) 製品の供給体制に関する社内規格	次の基準が具体的かつ体系的に整備されていること。 ①製品の発送方法に関する基準 ②製品の使用方法（現場等における保管方法を含む。以下同じ。）の基準
(8) 苦情処理に関する社内規格	次のものが具体的かつ体系的に整備され実施されていること。 ①苦情処理（使用上のメンテナンス処理を含む。以下同じ。）を担う組織 ②苦情処理の実施方法に関する規程 苦情処理の実施状況を示す帳簿が整備されていること

3. 2 性能証明

表3の(い)欄及び(ろ)欄の区分に応じ、(は)欄の技術的基準を満たしていること。ただし、表中の記述項目に関して該当がない場合には、適用を除外する。

表3 性能等に関する技術的基準一覧表

区分 (い)	項目 (ろ)	技術的基準 (は)
(1) 性能	①試験方法	工法の性能を認証するために必要な試験を要する場合には、その使用実態に対応した試験を実施するものとする。 試験データは、性能を評価するのに適した方法で整理するものとする。
	②性能値	試験成績書に基づく性能値がその工法の使用実態から必要とされる水準以上であること。
	③材料・部品等の品質・性能	使用する材料・部品等の品質・性能が明確であること。
(2) 設計施工基準		設計及び施工の方法（留意点を含む。）が基準として整備されていること。
(3) 苦情処理に関する社内規格		次のものが具体的かつ体系的に整備され実施されていること ①苦情処理（使用上のメンテナンス処理を含む。以下同じ。）を担う組織 ②苦情処理の実施方法に関する規程

4 技術的基準細則

本基準に関して必要があるときは、委員会の審議を経て細部の基準を別に定めることができる。

附則

制定：平成13年11月15日 住木技13第228号

施行：平成13年11月15日

改正：平成15年 7月 7日 住木技15第170号

改正：平成19年 8月10日 住木技19第256号

改正：平成28年 3月 1日 住木認28第 23号